コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

CAC Holdings Corporation
最終更新日：2015年4月7日
株式会社CAC Holdings
代表取締役社長 酒匂明彦
問合せ先：03-6667-8001
証券コード：4725
http://www.cac-holdings.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループの経営理念の根幹は「お客様の企業価値向上への持続的な貢献」であります。この理念の実現に向けて、成長への基礎を固め、収益向上にグループの力を結集します。「お客様の信頼を勝ち得ること」、「市場の変化を先取りすること」、「社員ひとりひとりの活力を高めること」を基本方針とし、ステークホルダーの満足度を最大限に高める経営を進めてまいります。
また、当社は、純粋持株会社としてグループ全体の経営戦略の立案、およびグループ各社の経営管理を行う体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社小学館	3,512,200	16.30
アステラス製薬株式会社	1,077,700	5.00
キリンホールディングス株式会社	933,400	4.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	812,600	3.77
CAC社員持株会	688,300	3.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	670,200	3.11
株式会社三井住友銀行	484,000	2.24
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS（常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	377,200	1.75
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	307,579	1.42
東洋ゴム工業株式会社	289,000	1.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は期末時点で自己株式1,634,043株（7.58%）を保有しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社としてインドのボンベイ証券取引所およびナショナル証券取引所に上場している、Accel Frontline Limitedを有しております。当社のM&Aを活用した成長戦略により子会社化した企業であり、同社の従業員へのインセンティブ等の観点から上場を維持することが当社及び同社の株主の利益になると考え、上場を継続しているものです。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
花田光世	学者											
松島茂	学者											
廣瀬通孝	学者											
黒田由貴子	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花田光世		慶應義塾大学名誉教授、オイシックス株式会社社外取締役、三谷産業株式会社社外取締役および一般財団法人SFCフォーラム代表理事であります。	主として組織経済学の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。
松島茂	○	東京理科大学大学院イノベーション研究科技術経営専攻教授および野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役であります。	主として経営学の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。なお、大規模買付行為への対応方針に関する特別委員会の委員長に就任していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。なお、独立役員就任に際して有価証券上場規程施行規則第211条6項5号等に該当する事実はございません。

廣瀬通孝		東京大学大学院情報理工学系研究科知能機械情報学専攻教授であります	主に先端技術の専門家としての高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。
黒田由貴子		株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング ファウンダー・取締役、株式会社サイコム・ブレインズ取締役、丸紅株式会社社外取締役であります。 また、当社は株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングに研修を委託しており、今期は総額22百万円の取引を見込んでおります。	経営者としての経験のほか、グローバルな視点での活動の経験も豊富に有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	1	1	0	社外取締役

補足説明 更新

役員の報酬に関する妥当性を審議するため社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、諮問を経ることとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人による監査については、太陽有限責任監査法人との間で、会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約を締結し、同監査法人が監査を実施しております。監査役と会計監査人は、相互に連携を密にして、監査役が業務監査で知り得た情報を会計監査人へ伝え、会計監査人からは会計監査に関する情報の提供を受け、監査の質の向上および効率化ならびにコーポレートガバナンスの充実・強化への寄与を図っております。
内部監査については、内部統制室が行っております。内部統制室は、主に金融商品取引法に基づく内部統制の整備状況および運用状況の適切性に係る監査を行っております。監査役と内部統制室の連携は、監査計画策定時に監査役との間で監査内容を調整し、重複しないように監査計画を策定するとともに、監査時において定期的に監査役と会合をもち、監査内容および指摘・提言事項等につき、相互に検討・意見交換を行い、密接な連携を図っております。監査結果は四半期毎に代表取締役および監査役へ報告され、情報の共有を図っております。また、会計監査人と内部統制室の連携は、月次の会合をもち、当社を含む当社グループの全社的統制および全社的決算財務報告プロセスに係る監査結果の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤谷護人	弁護士										△			
石井光太郎	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤谷護人		弁護士法人エルティ総合法律事務所所長であります。 また、当社は同事務所に法的助言を求めたことがありますが、その金額は、当社が社外役員の兼職先との取引に関して定めた軽微基準(1事業年度10百万円未満)の範囲内です。	主として弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。
石井光太郎		株式会社コーポレートディレクション代表取締役代表パートナー、株式会社アークイノベーション社外取締役、株式会社CDIメディカル取締役、析道（上海）管理咨询有限公 司董事長兼総経理、CONG TY TNHH CORPORATE DIRECTIONS(VIET NAM) Chairman、Corporate Directions, Inc.(CDI) Asia-Pacific Pte. Ltd. Directorであります。 また、当社は株式会社コーポレートディレクションにコンサルティングを委託しておりますが、その金額は、当社が社外役員の兼職先との取引に関して定めた軽微基準(1事業年度10百万円未満)の範囲内です。	経営戦略コンサルファームにおいて多岐にわたる事業分野のクライアント企業の変革の支援のためのコンサルティング活動の経験とともに、経営者としての経験も豊富に有しており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見やアドバイスの提供を期待しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数　1 名

その他独立役員に関する事項

当社と社外役員の兼職先との取引に関し、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがない軽微な取引と判断する基準として、1事業年度10百万円未満の場合と定めております。したがって、当該軽微基準の範囲内の取引については記載を省略しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

経営環境等を勘案して適切なインセンティブ付与に関する施策を検討しておりますが、現時点では特に実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年12月期における取締役に支払った報酬等の総額は取締役12名に対し151百万円（うち社外取締役4名に対し18百万円）です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて各取締役の役割、貢献度を総合的に評価し、各取締役の報酬等を決定しております。また、監査役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により各監査役の常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況を総合的に勘案し、各監査役の報酬等を決定しております。なお、役員の報酬に関する妥当性を審議するため社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、諮問を経ることとしています。また、委員長には社外取締役の花田光世氏が就任しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役については、特段のサポート体制はなく、社外監査役については監査役専属スタッフ1名が、適宜、サポートを行っております。
また、議案の関係資料等について、安全性を確保しながらネットワーク経由で閲覧できる環境を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、迅速且つ的確な経営判断を可能とするため、社内取締役5名（男性5名）、社外取締役4名（男性3名、女性1名）の計9名で構成しております。社外取締役を選任している理由は、平時より経営者の説明責任を確保するためであります。毎月1回定期に、必要に応じて臨時に開催され、重要事項は全て付議され業務執行状況についても随時報告されております。また、当社では連結および関係会社に関する重要な経営事項を審議・決裁する会議体として経営会議を設けております。監査役は取締役会はもとより経営会議へも積極的に参加し、取締役の業務執行を充分に監視できる体制となっております。なお、監査役会は、社内監査役2名（男性2名）、社外監査役2名（男性2名）の計4名で構成しており、毎月1回定期に、必要に応じて臨時に開催され、取締役会の意思決定および各取締役の業務執行の妥当性・適正性を確保するための協議を行っております。
なお、当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役および各社外監査役ともに会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、監査役の機能と併せ、社外取締役の登用により取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能の更なる充実を図ることが合理的と判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページにて株主総会招集通知を掲載しております。 第49回定時株主総会の招集通知は2015年3月10日に発送し、同年3月26日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催。決算内容説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示毎に掲載（有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、株主通信等）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部広報IR担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーについては「我々の信条」に明記されております。従業員については「就業規則」に定められております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動につき、ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「広報・広告規程」に定められております。また、個人情報について「個人情報保護方針」を制定してホームページ上で公開しております。
その他	社外取締役に女性1名が就任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

コンプライアンス（法令遵守）については、弁護士、公認会計士等の社外の専門家と密接な関係を保ちつつ、経営に充分なコントロール機能が働く体制となっております。また、法務コンプライアンス担当を中心として、当社のコンプライアンスの基準である「コンプライアンスマニュアル」を全従業員に徹底し、法令違反の未然防止に努めております。また、違反や損失を招く危険性のある事象が発見された場合の社内通報制度を設け、業務執行の適正性をサポートする体制を整備しております。リスクの管理についての基本方針として、「事業リスクマネジメント要綱」を制定し、基本理念および行動指針、管理すべきリスク、推進体制を明確に定めております。さらに、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システムの整備・運用の基本方針」を制定し、体制の整備・充実に努めております。
また、企業集団における業務の適正を確保するため、グループコンプライアンスマニュアルや関係会社管理規程を定めております。また、株主権の適切な行使に加えて関係会社管理統括部門によるグループの経営管理を行うことで、企業集団の業務執行の適正と監督機能の実効性を確保しております。
参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力排除へ向けた基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないことを基本方針とします。当社は従来より法務コンプライアンス担当を中心として、情報の管理、警察等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための体制整備の強化を推進してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

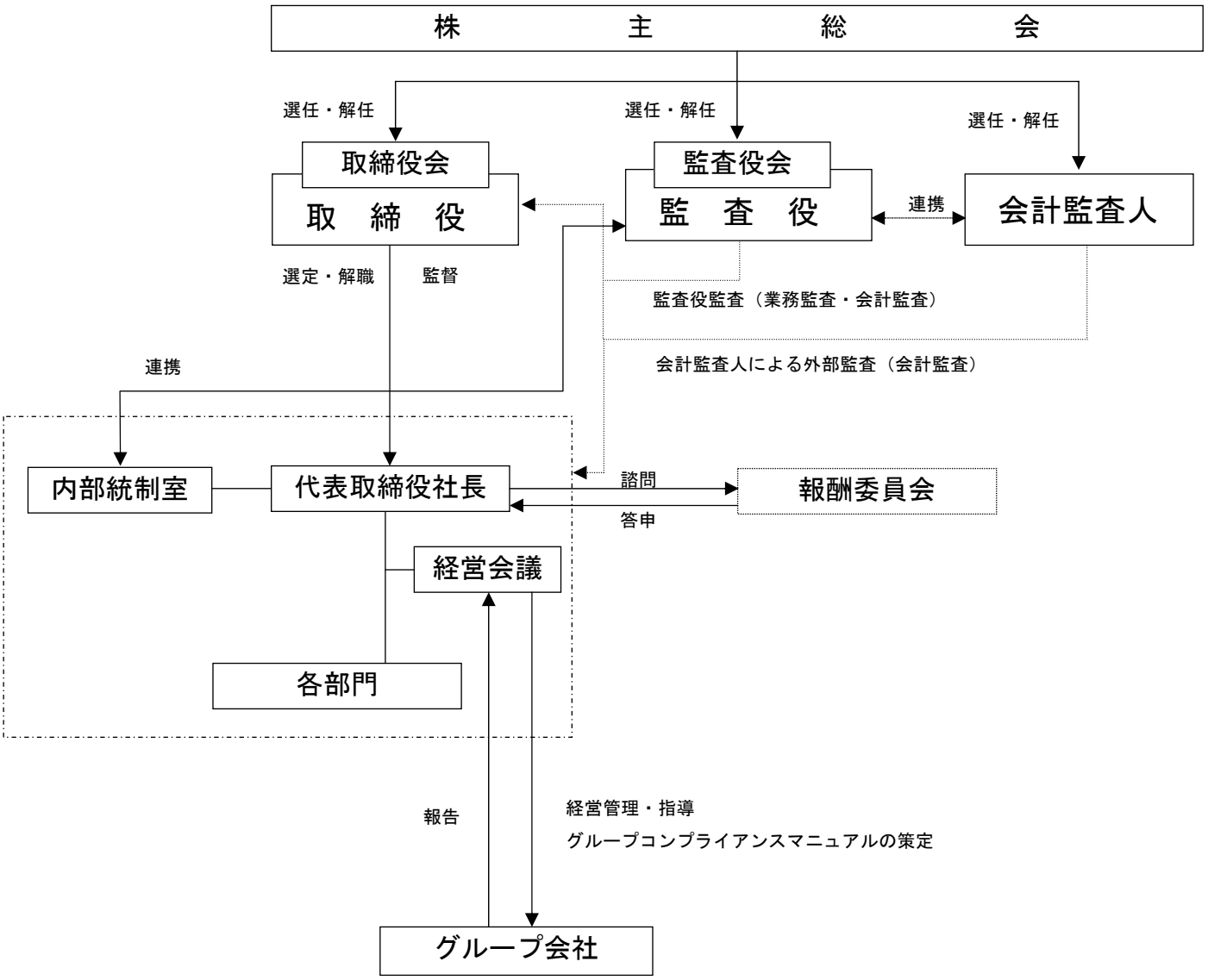
該当項目に関する補足説明

大規模買付行為に際し、株主に対して充分な情報が提供されることを確保し、不適切な買収を防止し、且つ、企業価値の向上に資することを目的として、平成26年3月27日開催の当社第48回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新につき、承認可決されました。本対応方針は、特定株主グループの有する議決権割合を20%以上とする買付行為を為そうとする者に、情報提供および検討期間中の待機を義務付け、これが遵守されない場合に取締役会が、特別委員会の諮問を経たうえで、新株予約権の無償割当等の対抗措置を発動するものです。

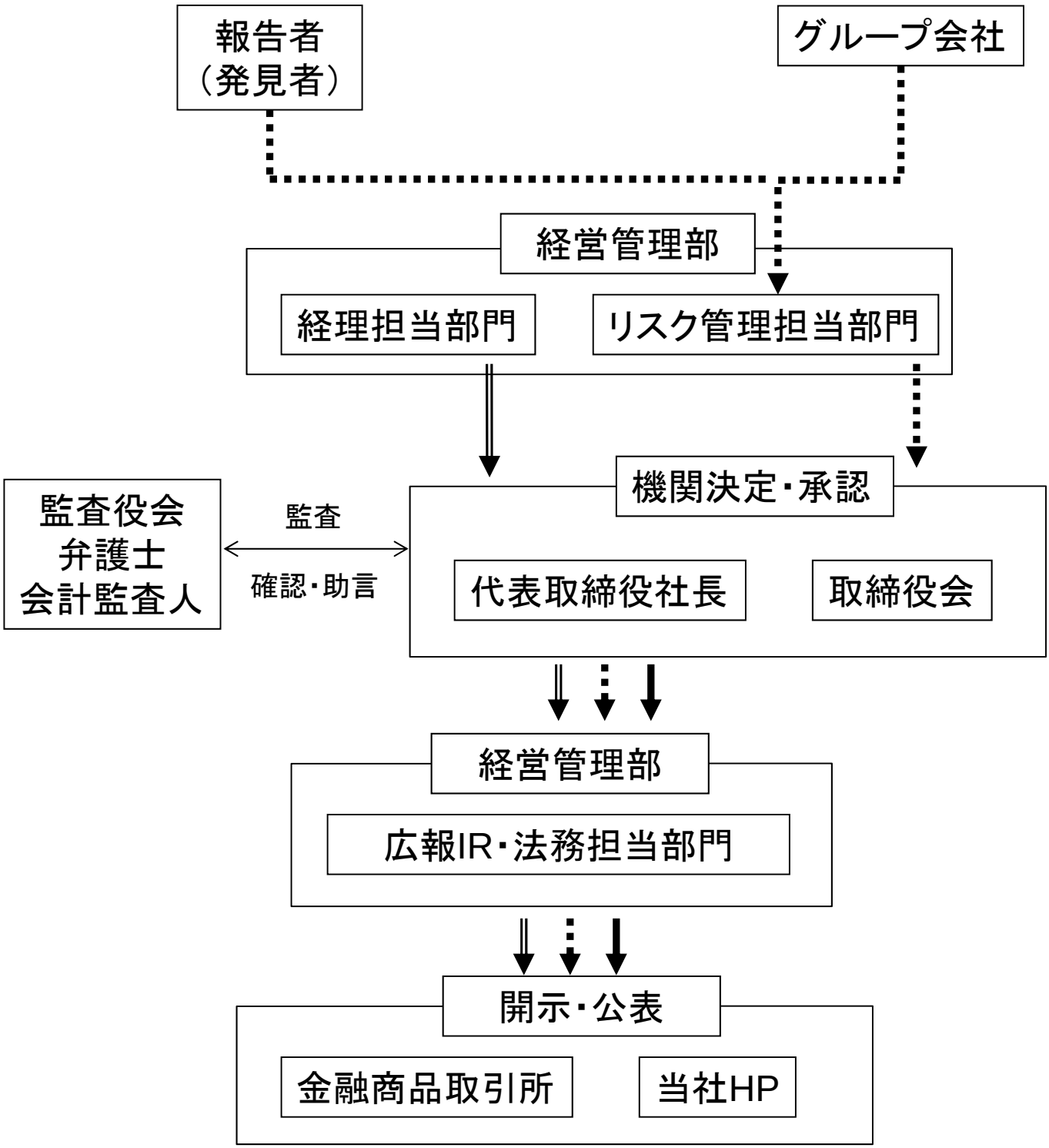
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

＜当社ガバナンスの基本構造と経営執行体制＞



＜情報開示の業務フロー＞


報告者
（発見者）
グループ会社
経営管理部
経理担当部門
リスク管理担当部門
監査役会
弁護士
会計監査人
監査
確認・助言
機関決定・承認
代表取締役社長
取締役会
経営管理部
広報IR・法務担当部門
開示・公表
金融商品取引所
当社HP
情報の種類
(1)決定事実に関する情報
(2)発生事実に関する情報
(3)決算に関する情報